

住宅用火災警報器Q & A

「消防法」及び「火災予防条例」に基づいて、すべての住宅に **住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器って何？

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり…と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する「煙」や「熱」を感知して、「警報音」又は「音声」などで火災の発生を知らせてくれる機器です。

通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に含まれていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

消防法令では、日本の住宅環境を踏まえて適切に機能が発揮されるよう、住宅用火災警報器の技術上の規格が定められていますので、火災の発生を感知して警報を発するための基本的な性能（煙の感知性能や警報音の大きさなど）はどの製品もほぼ同じと考えていただいて結構です。

なお、最近では、無線で連動するタイプのものなど附属的な機能を持った住宅用火災警報器も販売されています。

どこに設置するの？

- **寝室** **寝室には必ず設置します。**

「煙式」の感知器を寝室の天井、または壁面に取り付けます。（来客が就寝する部屋は除きます。）

- **階段**

寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。

寝室と同様に「煙式」の感知器を階段の天井、または壁面に取り付けます。

- **台所（任意設置）**

火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。



● 取付けが義務付けられている所

● 取付けをおすすめする所

どんな種類があるの？

■ 煙式住宅用火災警報器 (寝室・階段室・台所など)

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。

※消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。

■ 熱式住宅用火災警報器 (台所・車庫など)

住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。

※台所や車庫などで、大量の煙や湯気が対流する場所等に適しています。



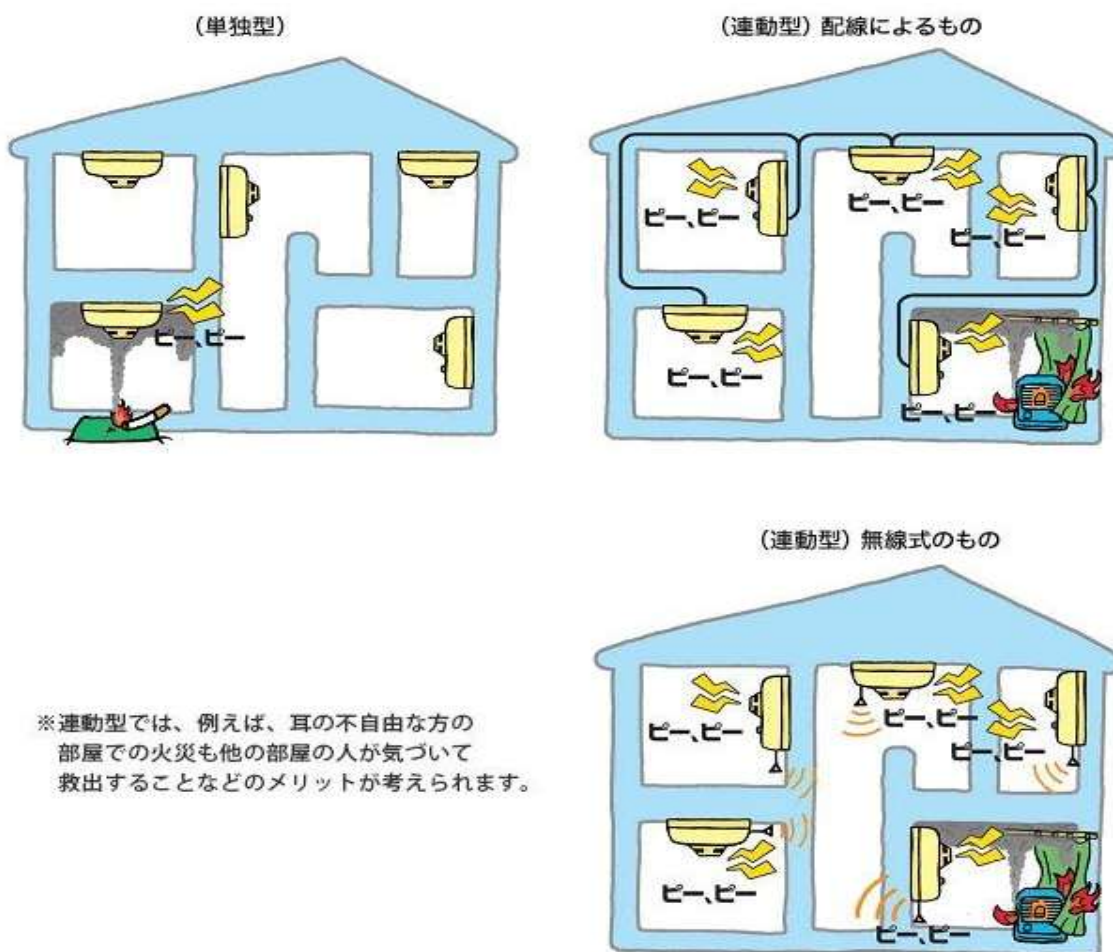
※なお、電源については、電池を使うタイプや、家庭用電源を使いコンセントへ差し込むタイプがあります。また、天井に設置するタイプと、壁掛けタイプがあります。

■ 「単独型」と「連動型」

「単独型」 火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

「連動型」 火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

なお、連動型には、配線によるものと無線式のものがあります。



※連動型では、例えば、耳の不自由な方の部屋での火災も他の部屋の人が気づいて救出することなどのメリットが考えられます。

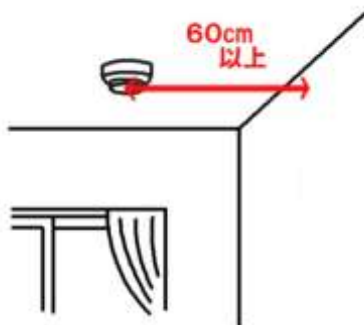
※イラストのアンテナはイメージです。実施には付いていません

■ 補助警報装置

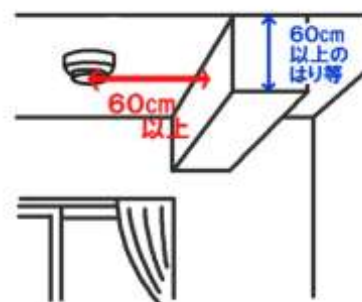
高齢者の方、目や耳の不自由な方には、音や光の補助警報装置の増設をおすすめします。



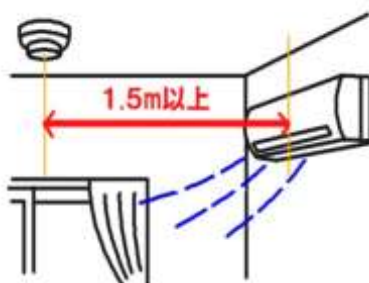
取り付け位置は？



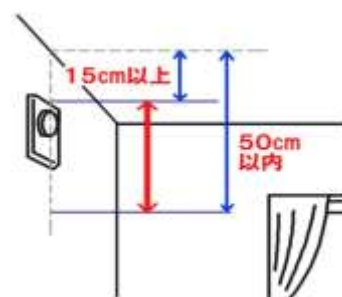
天井に設置する場合は、
壁から 60cm 以上離します。



60cm 以上のはりがある場合も、
はりから 60cm 以上離します。



エアコンの吹き出し口、
換気口から 1.5m 以上離します。



壁に設置する場合は、
天井から 15cm 以上 50cm 以内の
壁面に設置します。

どこで買えるの？

住宅用火災警報器は、防災取扱店・電気店・ホームセンター等で購入できます。

■ 共同購入について

住宅用火災警報器の購入については、町内会・自治会など地区単位での共同購入を推奨しています。共同購入には次のようなメリットがあります。

【共同購入のメリット】

- 大量・一括購入により価格を安くできる。
- 機種を選定・購入などの手間が省ける。
- 不適切な訪問販売等に有効な対処策となる。

共同購入についてのお問い合わせ、ご相談は消防本部予防課または消防署、消防分署までお願いします。

設置した後は？

■ お手入れや点検を定期的に行いましょう

ほこり、小さな虫などは誤作動の原因にもなります。汚れなどが目立ってきたら、一般家庭用の中性洗剤などに布を浸して、固く絞って軽くふき取ってください。

また、設置後は、定期的に点検を行ってください。ボタンを押す、または、ひもを引くことで、正常に機能するか確認できます。また、あわせて警報音、音声を確認します。



ボタンを押して確認



ひもを引いて確認

■ 交換の時期

住宅用火災警報器は、本体もセンサー等に寿命があります。点検時に音がならないときは、電池切れや本体の寿命により、故障している場合がありますので、その際は交換が必要です。電池を交換するタイプでも本体の寿命は、おおむね10年となります。設置時期から10年を目安に交換して下さい。

■ 廃棄の方法

住宅用火災警報器本体から電池を取り外し、ルールに従い正しく廃棄して下さい。

■ 警報器が鳴ってしまったら？

住宅用火災警報器が鳴った場合、落ち着いて正しい対処をすることが大切です。

● 火災の場合

まず煙があるか、異常な臭いがあるかなど火災の兆候を確認します。

火災であることを確認したならば、「火事ぶれ」をして、周りに火事であることを伝え、119番通報を行います。可能であれば、消火器などで初期消火をしましょう。

一番大切なのは自分の命、家族の命ですので、消火できないと判断した場合にはすぐに避難してください。

● 火災以外の場合

住宅用火災警報器は、火災以外の場合でも鳴ることがあります。たとえば警報器のそばで、ヘアースプレーやスプレー式殺虫剤を使用した場合、たばこを吸って煙が出た場合、また、料理の湯気などで警報音がなることがあります。

何も異常はなく火災以外で警報が鳴ったと分かったら、警報器の停止ボタンを押す、又は、ひもを引くと警報音は停止します。

※台所などに設置してある警報器が頻繁になる場合は、位置を変えるか熱式の警報器に交換してください。

悪質な訪問販売に注意して下さい

- 住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格（高額な価格）による販売をおこなう業者に、ご注意ください。
- **消防署や市が、直接訪問販売することはありません。**



奏功事例

当消防本部管内で、住宅用火災警報器を設置していたことにより、火災の発生を防止した事例を紹介します。

<寝室での事例>

家族4人が1階台所で夕食の準備をいたところ、**住宅用火災警報器が鳴っているのに気づき**、確認へ向かったところ、2階寝室の電気ストーブ付近から火が出ているのを発見し家族で消火した。被害は壁が少し焼損した程度であった。住宅用火災警報器は地区自治会で共同購入し、自ら設置した。

(平成22年12月)

<台所での事例1>

80代女性が台所のガスコンロに鍋をかけ、点火したまま茶の間で食事をしているとき、台所に設置した**住宅用火災警報器(煙式)が鳴り**、その警報音に気づき、煙が発生しただけで火災には至らなかった。住宅用火災警報器は、台所だけでなく寝室、茶の間、座敷にも設置していた。

(平成20年5月)

<台所での事例2>

80代女性が台所のガスコンロに鍋をかけたまま、忘れてしまい茶の間でくつろいでいた。その女性宅に宅配業者が宅配物を届けにきたところ、**住宅用火災警報器が鳴っており**、玄関にも煙が漂っていたことから、隣の家の人と一緒にその女性宅に入った。そこで台所のコンロにかけていた鍋から炎が上がっていたのを発見し、すぐに鍋を流しに移動し水道水をかけて消火した。鍋を焦がしただけで建物の焼損はなかった。

(平成21年12月)

<台所での事例3>

家族が茶の間のテレビを見ていたとき、電灯及びテレビが消えたため室内を調べたところ、台所に設置してある**住宅用火災警報器(煙式)が鳴っており**、台所の冷蔵庫裏側から火が出ているのを発見する。直ちに家族で粉末消火器により初期消火し、消防署に119番通報をしたものである。

(平成23年1月)

<台所での事例4>

居間を出たとき**住宅用火災警報器の鳴動音**により台所に見に行ったら、台所に設置していた**住宅用火災警報器(煙式)が鳴動しており**、台所隣にあるボイラー室の火災を発見した。その後、粉末消火器で消火した。住宅用火災警報器は台所の他にすべての寝室にも設置していた。

(平成23年1月)

お問い合わせ

鶴岡市消防本部予防課

住 所 : 〒997-0857 山形県鶴岡市美咲町 36 番 1 号

T E L : 0235-22-8332

F A X : 0235-22-0119

E-mail : shobo-yo@city.tsuruoka.yamagata.jp